

(最終案)

第6期 越谷市自治基本条例推進会議 報告書

自治基本条例の適切な運用に関する事項について

令和4年 月 日
越谷市自治基本条例推進会議

目次

I	はじめに	1
II	第6期推進会議の協議経過～条例の適切な運用に関して～	3
	1 「指標及び報告事項」の経緯等	3
	2 「指標及び報告事項」を用いるにあたっての課題	4
III	条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）	5
IV	その他の所管事項について	8
	1 自治基本条例の普及に関する事項	8
	2 自治基本条例の見直しに関する事項	9
V	むすびに	10
VI	越谷市自治基本条例推進会議 第6期委員名簿	10

I はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月に施行されました。

自治基本条例は、市民が主役の住みよい自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や、市民と市、市民相互などの協働による「自治の推進」を図るとともに、市の目指すべき方向として「豊かな地域環境の創造」を掲げるなど、まちづくりの最高規範として制定されたものです。

越谷市自治基本条例推進会議（以下、「推進会議」という。）は、平成22年度に第1期推進会議が設置されて以来、各期、任期2年のなか、それぞれテーマを定め、自治基本条例の実効性の確保に向けた調査審議（別表参照）を重ね、現在の私たちが第6期を迎えました。

令和2年4月に委嘱された私たちは、この任期の2年間、新型コロナウイルスの感染拡大により、時には会議の延期を余儀なくされるなか、感染防止に最大限の留意をしながら、計6回の会議を開催し、「自治基本条例の適切な運用について」を主たるテーマとして調査審議を行いました。

このたび、令和2年度及び3年度の2か年の取組みに関し、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について 第6期越谷市自治基本条例推進会議報告書」を取りまとめましたので、越谷市自治基本条例推進会議設置条例（以下、「設置条例」という。）第2条第2項の規定に基づき市長に提出します。

〔別表〕 これまでの推進会議の調査審議結果

期	年度	成果物等	形式
第1期	H22	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」	報告書
	H23	「自治基本条例の普及に関する事項について」	答申
第2期	H24 H25	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	答申
第3期	H26 H27	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」	報告書
第4期	H28 H29	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 (条例の適切な運用・普及に関する事項について意見) [自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項]作成	報告書
第5期	H30 R1	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 (条例の適切な運用・普及に関する事項について意見)	報告書

参考：推進会議の所管事項

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

<p>第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 自治基本条例の適切な運用に関する事項</p> <p>(2) 自治基本条例の普及に関する事項</p> <p>(3) 自治基本条例の見直しに関する事項</p> <p>2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。</p>

Ⅱ 第6期推進会議の協議経過～条例の適切な運用に関して～

私たち第6期推進会議は、市長からの諮問がなかったことから、設置条例第2条第2項の規定に基づき、市長に意見を述べるため、条例の実効性の確保等について協議していくことを決定しました。

条例の実効性の確保に関する協議方法については、第5期の進め方を参考に、第4期が作成した「自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項（以下、「指標及び報告事項」という。）」を用いることとしました。

しかしながら、令和2年度第2回会議で実際に「指標及び報告事項」を用いて条例の適切な運用に関する検証を行ったところ、協議の過程において、現在の「指標及び報告事項」を用いた議論の進め方に関し、疑問や課題、見直しに関する意見が出されました。

こうした意見を受け、条例が施行から10年を過ぎた今、これまでの検証方法を改めて見直すことは、今後の推進会議のあり方に関わる重要な事項と捉え、令和3年度の会議では、「推進会議のあり方・進め方」について協議していくこととしました。

会議においては、主に現在の「指標及び報告事項」を用いて条例の適切な運用を議論することに焦点を当て、課題や見直すべき点、さらには、新しい検証方法の確立など、さまざまな角度から活発な協議を重ね、条例の適切な運用について、この推進会議が検証していくうえで、これからの望ましい検証方法について、提言をまとめるに至りました。

1 「指標及び報告事項」の経緯等

この「指標及び報告事項」が作成されたのは、第2期推進会議が、平成25年度に市長から自治基本条例の適切な運用に関する事項について諮問を受けたことに端を発しています。この市長からの諮問に対し、第2期推進会議は、「条例の適切な運用を図るために、指標を設定したうえで、その進行状況を市民へ公表し、市政運営の透明性確保と、条例の周知啓発に取り組むべき」と答申しました。その後、第3期推進会議での検討を踏まえ、第4期推進会議が、条例の認知のほか、参加、協働、情報共有及び市政運営に関し、46の数値指標と15の報告事項で構成される評価体系を決定しました。

また、第5期推進会議の報告書において、一部の項目に関する見直し等の意見が出されたことから、第6期推進会議当初において、43の数値指標と17の報告事項、合わせて60項目が示されました。

2 「指標及び報告事項」を用いるにあたっての課題

「指標及び報告事項」を用いた条例の適切な運用に関する検証は、第4期及びその後の第5期推進会議において行われてきました。

平成21年9月に条例が施行されて、まだ期間が浅いなか、平成25年度の第2期推進会議が答申したように、条例が適切に運用されているかを議論する際材料として何らかの指標が必要とされたことは理解できます。さらに、条例の中で自治の基本原則として定められた参加、協働、情報共有の3分野に加え、市政運営に関する様々な事業や取組みを集めて指標としたことは有意義と言えますし、これらの指標により各分野における市や関係機関の事業・取組みが進んでいることを包括的に確認できる利点があります。

一方、「指標及び報告事項」の多くは、条例制定以前から行われている事業・取組みに関するものであり、この条例が制定され、適切に運用されていることや条例の普及が進んでいることなどとの直接的な因果関係を把握することは難しいものです。

また、項目数が60と多だけでなく、雑然としており、全ての指標を精査することは困難であること、さらには、市や関係機関の事業や取組みを評価する行政評価に似た作業となっていることなどが課題として挙げられました。

他方では、指標の数値にとらわれすぎず、条例の本来の目的であるまちづくりへの市民参加や協働によるまちづくりが実態として推進されているかが肝心であるといった意見も出されました。

Ⅲ 条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）

「指標及び報告事項」の課題を踏まえ、私たちは、今後の「条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について」次のとおり提言します。

推進会議は、条例の実効性を確保し、条例が目的とする「住みよい自治のまちの実現」に向けて、条例の適切な運用について確認するため、その核となる自治の基本原則（参加・協働・情報共有）について、次の新たな枠組みによる検証を行うことが妥当と思料します。

新たな検証の枠組み

1 条例の運用に関する指標による検証【現検証方法の見直し】

自治の基本原則として掲げる「参加」「協働」「情報共有」について、条例に規定される事項、又はそれに準ずる事項に関する指標を通じ、条例が適切に運用、遵守されているか、自治のまちづくりを脅かすリスクがないか、検証する。

指標は、第4期推進会議が作成した「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」をベースに絞り込み、整理したもの（別紙）を用いる。

2 事業等のプロセスによる検証【新設】

市が策定した計画、実施した事業から新しいものや比較的予算額の大きいものを選定し、その過程において自治基本条例の理念や規定が遵守、運用されていたか検証する。

この検証作業は、副次的効果として、市の職員が計画策定や事業実施において常に自治基本条例を意識することや、市民参加の機会や協働事業の拡充に資することが期待できる。

〔検証対象〕

下記に該当する案件から2～3件を選定し、検証対象とする。

- ・新たに策定された計画
- ・新規事業
- ・比較的大きな予算が伴った事業

〔検証方法〕

計画策定又は事業実施のプロセスにおいて、自治基本条例に規定する「自治の基本3原則」をはじめとする条例の内容が反映、遵守されているかを、質疑等を交えながら調査・審議を行う。

別紙：条例の運用に関する指標

	分野	関係条文	指標	*
				レベル
1	参加	(市政運営の原則) 18条(2)市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。	市長とふれあいミーティング開催数	機会
2			市長とふれあいミーティング参加者数	結果
3			市政に対する意見・要望数	結果
4		(審議会等への参加) 24条(1)市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。	公募を実施している審議会数	機会
5		(審議会等への参加) 24条(2)市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。	会議等が公開とされた審議会等の数	機会
6			審議会等の傍聴者数	結果
7			審議会等における女性委員の割合	結果
8		(意見公募手続) 26条(1)市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。	パブリックコメントの実施数	機会
9			パブリックコメントへの意見件数	結果
10	協働	(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援) 25条(1)市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。	男女共同参画支援センター登録団体数	機会
11			NPO法人数	機会
12			市民活動支援センター登録団体数	機会
13			自治会加入世帯数（加入率）	機会
14		(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援) 25条(2)市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。	地区まちづくり助成金活用事業数	機会
15			男女共同参画支援センター実施事業数・参加者数	機会
16			NPO委託事業、共催事業数	機会
17			市民活動支援センター実施事業数・参加者数	機会
18		越谷しらこぼと基金助成事業数	機会	
19	情報共有	(市政運営の原則) 18条(3)市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。	cityメール登録者数	機会
20			cityメール配信件数	結果
21			テレビ広報番組放送視聴率	結果
22			ホームページアクセス件数	結果
23			広報紙のわかりやすさ	質
参考	自治基本条例の認知			

なお、私たちは、現行の指標を絞り込み、整理しましたが、その作業過程において、分野ごとの指標数や新たに設定したレベルという評価軸で見た場合の指標数に関し、均衡がとれていないとの意見がありました。

今後、指標による検証を行いながら、必要に応じて新たな指標を設定し、特に行政の執行状況だけでなく、活きた市民活動の状況がわかるような指標のあり方を工夫することも検討するなど、機会を捉えて見直しを続けていくことが望ましいと考えます。

これまでの10年間は、新しい条例が広く認知されることを目安に考えてきましたが、これからは、更にもその条例の目指しているものが市民にどれだけ息づき始めているかを注視していくことが大事であると考えます。

*指標の「レベル」について

分野別に分類された各指標について、成熟度、進捗度、あるいは浸透度といった観点の分類軸を追加し、段階的な視点での評価を行う。

レベル	内容
1「機会」	参加・協働等の場の確保、環境の整備等に関わる
2「結果」	参加者数や参加率等、事業等の実績に関わる
3「質」	実施した事業等の評価、参加した市民の実感等に関わる

IV その他の所管事項について

1 自治基本条例の普及に関する事項

第6期推進会議では、「条例の普及・啓発」を令和2年度第2回会議の議事とし、協議を行った結果、以下のような意見が出されました。

○ 条例の認知について

- ・ 条例を知っているか、知らないかだけでなく、条例の中身をどれくらい理解しているか、理解度に関する視点も入れたほうがよい。
- ・ 条例を知っていても、知らなくても、参加と協働が進んでいけばそれでよいため、参加や協働が進んでいるかを実感できる指標が必要なのではないか。
- ・ 条例の認知や中身の理解度を問う対象を「市の職員」とすることで、職員が条例の精神を体現し、施策などに反映され、ひいては市民に届く。

○ 条例の普及・啓発について

- ・ 費用をかけて啓発品の配布やイベントを実施すれば、認知度は上がると考えるため、この場で普及・啓発の取組みについて議論する意味はないのではないか。
- ・ 小学生の保護者には条例のことを知らずとも地区の活動等に積極的に参加している方も多くいるため、条例という言葉にこだわらず、参加や協働の観点からPRし、理念を根付かせるのがよい。
- ・ 啓発用DVDの作成や出前講座の実施が効果的ではないか。
- ・ パンフレットや広報の特集記事など、条例を周知する様々なツールを使い、地道に活動していくことが条例の理解に繋がる。
- ・ 成人式などで条例のパンフレットや啓発品を配るとよい。
- ・ 条例に関するキャラクターを作ってPRすれば、親しみやすさが出て、条例を知ってもらおうきっかけとなる。

2 自治基本条例の見直しに関する事項

「条例の見直し」について、会議の議事として議論することはありませんでしたが、議事の協議中、関連する意見として、以下のような意見が出されました。

- ・ 条例の名称自体が堅くてなじみにくいため、市民に伝わりにくい。名称に括弧書きで柔らかい易しい言葉を付け加えてはどうか。
- ・ 条例を理解している人を増やすには、文章を読みやすくして理解しやすくすることが大切。
- ・ 条例を普及させるためにも条文の書き直しを検討してもよいのではないか。

V むすびに

越谷市が自治のまちとして発展していくためには、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが、自分たちのまちとして、越谷市をさらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要です。また、市民と市がお互いに連携・協力し、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切です。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」が推進されており、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織のほか、NPO法人やボランティア団体などの多くの市民活動団体が、越谷市との協働の担い手として積極的に活動しています。しかしながら、人口減少・少子高齢社会の到来など社会情勢は大きく変化しており、協働を担う人材の不足や、地域コミュニティの希薄化など、まちづくりを進めるにあたりクリアすべき課題もあります。

そのようななか、私たち第6期推進会議では、第4期に作成された「指標及び報告事項」をもとに条例が適切に運用されているか検証する過程において、生じた疑問を契機に、「指標及び報告事項」の課題や見直しを議論するとともに、新たな検証方法の検討を重ね、今後の条例の適切な運用に係る検証方法について、一つの形を示し、提言としてまとめました。

協議の過程では、条例の運用に関する指標にこだわり過ぎず、条例の普及について議論する必要があるといった意見や、条例を知らずに参加や協働を実践している市民に自身の行動と条例のつながりを知ってもらうことができれば、さらに自治のまちづくりが進むといった意見が出されました。自治基本条例が目的とする「住みよい自治のまちの実現」に向け、条例の理念が普及し、実際にまちづくりに参加、協働する市民が一人でも増えることが必要であり、そのためには、市が継続して条例に掲げる自治の基本原則（参加・協働・情報共有）に則した市政運営に取り組むことが必要です。

このたび、私たちが提言した新たな検証方法は、自治基本条例の運用状況を検証するための完成形ではありませんが、条例制定から10年を過ぎた今、推進会議が穏やかに条例を見守っていくうえで一つの望ましい形であるとして示したものです。今回の提言が、越谷市にとって住みよい自治のまちの実現に向けた一つの道しるべとなり、越谷市の自治のまちづくりを推進する取り組みが行われていくことを期待します。

VI 越谷市自治基本条例推進会議 第6期委員名簿

種別	氏名	備考
(1)公募による市民		
1	青木 光夫	
2	◎ 岡崎 尚而	
3	小河原 進	
4	影山 達哉	
5	櫻井 隆博	
6	得上 成子	
7	土方 敏子	
8	松島 勲	
(2)コミュニティ組織の推薦する者		
9	浅見 昭一	越谷市自治会連合会 理事
10	中村 豊	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
11	齋藤 慶治	越谷市市民活動支援センター 登録団体推薦者
12	日吉 孝子	越谷市男女共同参画支援センター 登録団体推薦者
(3)学識経験者		
13	上ノ原 秀晃	政治学の専門家 文教大学人間科学部人間科学科准教授
14	小船 敬作	行政経験者 元越谷市役所職員
15	○ 中原 征吾	法律の専門家 弁護士（埼玉弁護士会越谷支部）

◎会長 ○副会長 任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日